

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>（1）現行制度の概要 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に基づく認定特定建築物（床面積（増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積）が 2,000 m²以上 50,000 m²未満であり、かつ、認定に係る基準に適合する昇降機が設置されているもの）の割増償却率を 5 年間 10%とする。</p> <p>（2）要望の内容 本特例の適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）を 2 年間延長する。</p>		
	【関係条文】 租税特別措置法第 14 条の 2、第 47 条の 2 租税特別措置法施行令第 7 条の 2、第 29 条の 5 租税特別措置法施行規則第 6 条の 2、第 20 条の 21	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円（▲ 1000 百万円の内 数）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 デパート、病院、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物又は老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用する建築物（以下「特別特定建築物」という。）について、高齢者等が円滑に利用できるようにするための誘導基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合するように促進することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の高齢化の進行に対応し、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが必要であり、そのための環境整備を推進していくことが求められている。</p> <p>平成 23 年 3 月に改正されたバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においては、平成 32 年度末を期限とした新たなバリアフリー化の目標や、移動等円滑化誘導基準に適合する特定建築物について認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましいこととされている。</p> <p>デパート、病院、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物（特定建築物）は、高齢者・障害者等が自立した豊かな生活を送る上で必要となるサービスが提供される場であり、公共的な性格が強いことから、平成 6 年に施行された「ハートビル法」及び平成 18 年に施行された「バリアフリー新法」に基づく努力義務・計画認定等を通じて、バリアフリー化を促進してきたところ。</p> <p>このような建築物のバリアフリー化は、建築主にとって追加的な設備等の施工に要するコスト負担が発生するため、税制措置を通じた当該負担の軽減を図ることにより、これを推進することが必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号） 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標13 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
		政策の達成目標	○不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 30%（平成32年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	○不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 21%（平成26年度）
		政策目標の達成状況	○不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 20%（平成23年度）
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成25年度 14件 平成26年度 14件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	建築物のバリアフリー化は、追加的な設備等の施工に要するコスト負担が発生するが、割増償却の活用によりキャッシュフローが改善し、資金的余裕のない建築主にとって資金の早期回収を可能とすることで、負担軽減や設備投資の促進の効果があり、バリアフリー化の基準適合への誘導に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○バリアフリー環境整備促進事業（社会資本整備総合交付金）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本要望項目は、建築物全体を対象として、建築物の用途を問わずに、民間建築主のバリアフリー化に要する負担軽減のインセンティブを与えるもの。 一方、上記予算措置は、市街地内の移動円滑化経路を整備するため、建築物内外のスロープやエレベーター等の移動システム（※）で、商業用以外の公益的施設に至る経路を形成するも

		<p>のを対象としており、本項目とはその趣旨や対象を異にしているものである。</p> <p>※移動システム：動く歩道、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設。</p>																								
	要望の措置の妥当性	<p>本特例の適用要件として用いられている誘導基準に係る目標は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化にとってより望ましい建築物を増加させようとするものであり、民間事業者に対するインセンティブ措置の特例として割増償却（10%5年間）が的確かつ必要最小限な措置である。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>適用実績</p> <table border="0"> <tr><td>平成12年度</td><td>33件</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>19件</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>20件</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>33件</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>24件</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>12件</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>29件</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>29件</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>19件</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>15件</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>9件</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>14件</td></tr> </table>	平成12年度	33件	平成13年度	19件	平成14年度	20件	平成15年度	33件	平成16年度	24件	平成17年度	12件	平成18年度	29件	平成19年度	29件	平成20年度	19件	平成21年度	15件	平成22年度	9件	平成23年度	14件
	平成12年度	33件																								
	平成13年度	19件																								
	平成14年度	20件																								
平成15年度	33件																									
平成16年度	24件																									
平成17年度	12件																									
平成18年度	29件																									
平成19年度	29件																									
平成20年度	19件																									
平成21年度	15件																									
平成22年度	9件																									
平成23年度	14件																									
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本税制は、ショッピングセンター等の集客施設や病院、老人センター等の高齢者等が主に利用する施設で活用される例が多く、特にこれらの施設の誘導的なバリアフリー化の促進に貢献している。</p>																									
前回要望時の達成目標	<p>○不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合</p> <p>12%（平成15年度）→ 30%（平成24年度）（暫定値）</p> <p>※ 政策評価の見直しと併せて検討していたため暫定値を採用していた。</p>																									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合</p> <p>12%（平成15年度）→ 20%（平成23年度）</p> <p>※ 前回要望時の目標は、検討途中であったため暫定値を記載したもの。現在は、設定された目標の達成に向けて着実に上昇している。</p>																									
これまでの要望経緯	<table border="0"> <tr><td>平成6年度</td><td>新設</td></tr> <tr><td>平成7年度</td><td>適用期限の2年延長</td></tr> <tr><td>平成8年度</td><td>償却率2割→1.8割</td></tr> <tr><td>平成9年度</td><td>適用期限の2年延長</td></tr> <tr><td>平成10年度</td><td>償却率1.8割→1.4割</td></tr> <tr><td>平成11年度</td><td>適用期限の2年延長</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>償却率1.4割→1.2割</td></tr> </table>	平成6年度	新設	平成7年度	適用期限の2年延長	平成8年度	償却率2割→1.8割	平成9年度	適用期限の2年延長	平成10年度	償却率1.8割→1.4割	平成11年度	適用期限の2年延長	平成13年度	償却率1.4割→1.2割											
平成6年度	新設																									
平成7年度	適用期限の2年延長																									
平成8年度	償却率2割→1.8割																									
平成9年度	適用期限の2年延長																									
平成10年度	償却率1.8割→1.4割																									
平成11年度	適用期限の2年延長																									
平成13年度	償却率1.4割→1.2割																									

	平成 14 年度	適用期限の 2 年延長 償却率 1.2 割→1 割 適用対象の拡充（老人ホーム等、増改築）
	平成 15 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 17 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 19 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 21 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 23 年度	適用期限の 2 年延長 適用対象の縮小（床面積 50,000 m ² 未満へ）